

平成23年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成23年3月9日(水曜日) 午前9時30分開会

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第13 | 議案第16号 | 訓子府町副町長定数条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について |
| 第14 | 議案第18号 | 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第15 | 議案第19号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第16 | 議案第20号 | 職員の給与の特例に関する条例の制定について |
| 第17 | 議案第10号 | 平成23年度訓子府町一般会計予算について |
| 第18 | 議案第11号 | 平成23年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について |
| 第19 | 議案第12号 | 平成23年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第20 | 議案第13号 | 平成23年度訓子府町介護保険特別会計予算について |
| 第21 | 議案第14号 | 平成23年度訓子府町下水道事業特別会計予算について |
| 第22 | 議案第15号 | 平成23年度訓子府町水道事業会計予算について |
| 第23 | 議案第17号 | 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第24 | 議案第22号 | 北海道総合事務組合理約の変更について |
| 第25 | 議案第23号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について |
| 第28 | 報告第1号 | 定期監査結果報告について |
| 第29 | 報告第2号 | 出納検査結果報告について |
| 第30 | 報告第3号 | 所管事務調査結果報告について |

○出席議員（9名）

1 番 佐 藤 静 基 君
 3 番 山 本 朝 英 君
 5 番 小 林 一 甫 君
 7 番 工 藤 弘 喜 君
 9 番 上 原 豊 茂 君

2 番 河 端 芳 恵 君
 4 番 川 村 進 君
 6 番 橋 本 憲 治 君
 8 番 西 山 由美子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
総 務 課 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 業 務 監	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	山 内 啓 伸 君
企画財政課業務監	森 谷 清 和 君
町 民 課 長	平 塚 晴 康 君
福 祉 保 健 課 長	佐 藤 純 一 君
福祉保健課業務監	八 畝 光 邦 君
農 林 商 工 課 長	佐 藤 正 好 君
農林商工課業務監	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	林 秀 貴 君
上 下 水 道 課 長	竹 村 治 実 君
会 計 管 理 者	三 好 寿 一 郎 君
教 育 長	山 田 日 出 夫 君
管 理 課 長	上 野 敏 夫 君
社 会 教 育 課 長	小 野 良 次 君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅 野 宏 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
農業委員会事務局長	遠 藤 琢 磨 君
教育委員長職務代理者	但 野 由 美 子 君
農 業 委 員 会 長	谷 本 茂 樹 君
監 査 委 員	山 田 稔 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 主 任	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

なお、田古選挙管理委員長については、本日から今定例会の閉会まで欠席であります。

また、本日、飯田教育委員長に代わり、但野教育委員長職務代理者が出席しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第10号、

議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号

○議長（橋本憲治君） それでは、昨日に引き続きまして、新年度予算について、提案理由の説明を願います。

一般会計の歳出からお願いをいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） それでは、45ページから歳出の事項別明細書になります。

なお、歳出におきましても特徴的なもののみ説明をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、45ページの1款、議会費をお開きください。

議会費では、議員10名分の人件費の計上や議会図書設置経費5万円の計上などで、議会費全体では、前年より433万円ほど多い4,129万4千円の計上となっております。

続きまして、2款、総務費にまいります。

まず、47ページ、1目、一般管理費では、48ページの右上に、10の事業区分ごとの事業費が計上されてございますので、前年度比較で特徴的なもののみを説明させていただきます。

まず、職員管理研修事業では、計画的に職員1名を市町村アカデミーに参加させることなど職員研修の強化で、前年より62万円ほどの増となっております。

庁舎等維持管理経費にあります燃料費と光熱水費につきましては、昨年当初予算計上時と比較して、単価が若干上がっていることから伸びておりますが、全体調整でほぼ前年度と同額計上となっております。

次に、姉妹町交流事業では、昨年に引き続き、交換留学や特産品宣伝紹介事業を実施することとして、前年並みの171万4千円の計上となっております。

各種基金積立金では、50ページの25節を見ていただきたいのですが、昨年、北海道市町村備荒資金組合で運用した3億円などを原資に財政調整基金へ2億円を戻し入れし、福祉教育施設整備に備え社会資本整備基金に2億5千万円、今後、大幅な財政出動が想定される電子行政に充当するため、地域活性化基金に新たに区分を設けて5千万円を予算積立することとして、利息を含めて、合わせて5億108万円を計上しております。

次、51ページにまいりまして、3目、財産管理費では、今度は52ページの右側の2段目の事業になりますが、教職員住宅取得事業では、日出教職員住宅の償還が終了したことから、昨年度よりも270万円の減となっており、残りの居小分については、本年が最終年となっております。

4目、公有林管理費では、407万円ほど増となっておりますが、これは52ページの右側の町有林管理事業の中で、12節の火災保険料につきましては、5年更新となりますが、本年度の更新面積が多いため、前年より450万円ほど多い597万3千円の計上となっていることが要因であります。

また、13節、委託料の管理業務、25万7千円については、引き続き、町有林のツル切り・枝打ち業務を季節労働者の雇用対策を兼ね実施しようとするものであり、造林業務は、施業計画に基づく事業の実施経費の計上。

また、町有林立木調査等管理業務1、164万円につきましては、一昨年度途中から実施している3カ年事業として、森林組合への委託事業であり、国の緊急雇用創出推進事業補助金を活用し3名の長期雇用を実施しております。

次、53ページ、5目、保安林管理費の13節、委託料の森林環境整備業務では、緊急雇用創出推進事業補助金を活用し、3名を短期雇用し、防風林のツル切り、枝打ち等を実施するもので、303万8千円を計上しております。

6目、住民活動費につきましては、右端の住民活動促進事業が、770万ほど減少しておりますが、これについては、各町内会活動費補助金及び各実践会活動費補助金等を政策予算として、留保したことによります。

次、55ページにまいりまして、7目、住民安全対策費の防犯等住民安全対策事業では、消耗品費として、AED用バッテリー更新経費、29万3千円を新たに計上しております。

なお、19節で計上していた交通安全協会補助金と防犯協会補助金については、留保しております。

次、8目、企画費では、13節、委託料が300万円ほど減となっておりますのは、バス待合施設を本年度設置しないことと町内移動交通システム試験運行の終了によるものです。

19節の北網地域活性化協議会負担金の66万1千円の計上につきましては、道費と2市8町で実施する広域事業であり、本年度については、首都圏での物産PR事業と各市町実施イベントの連携事業の2事業に係る本町負担分の計上であります。

58ページになりますが、バス通学定期等運賃補助652万5千円につきましては、通学定期は、3分の1補助であり、通院は、昨年は月片道3回以上利用の場合、運賃の4分の1を補助しようとするものであり、実績に基づき減額計上しております。

なお、元気なまちづくり総合補助金は留保しております。

1目、税務総務費では、固定資産税標準地鑑定業務終了に基づきまして、285万円ほどの減となっておりますし、2目、賦課徴収費では、農業所得調査補助金などを留保した関係で127万円ほどの減となっております。

次、59ページ、1目、戸籍住民登録費では、補正予算でご説明しましたが、昨年度単独購入予定でしたが、今年度町村会の共同調達で、公的個人認証サービス用機器関連経費を13節の委託料と18節の備品購入費に計上するものであります。

次、63ページの中段、統計調査総務費につきましては、国勢調査終了による大幅減であります。

続きまして、3款、民生費にまいります。67ページになります。

ここで、再度お断り申し上げますが、各団体への補助奨励費や扶助費の内容及び前年度との比較につきましては、別冊でお配りしております各会計予算案の説明資料にまとめておりますので、これらに係る説明は、特徴的なもののみとさせていただきます。

それでは、1目、社会福祉総務費の68ページ右側の2段目、国民健康保険特別会計繰出金では、前年より増額計上となっておりますが、これは、国保会計の収支不足額3,780万1千円について、一般会計で補てんすることなどによるものであります。社会福祉協議会活動助成事業では、人件費・事務事業費で昨年より300万円ほど減となっております。障害者福祉事業が100万円ほど増加しておりますのは、13節の委託料で一番下のきらり通園療育指導訓練の1市2町協議による月額単価の増により、46万8千円増の171万1千円の計上であり、70ページの20節、扶助費の2段目、重度身障者交通費助成について、従来はタクシーチケット36枚を配布する制度でしたが、タクシーを利用することができない方が多く、配布総数の3割程度の実績であったため、300円分ガソリンチケット年36枚との選択制へすることから、51万7千円増の143万5千円の計上であります。

なお、保護司会・身障者分会・遺族会・人権擁護委員協議会の活動補助は、留保しております。

その下の2目、老人福祉費の4段目、訓子府福祉会支援事業では、くんねっぷ静寿園施設改修費の補助につきまして、留保していることから、270万円ほど減額となっております。高齢者在宅サービス事業では、280万円ほど増となっておりますが、これについては、13節、委託料であり、72ページをお開きいただきたいのですが、一番上のショートステイは、町内施設が満床の状況であり、置戸緑静園への委託増が見込まれることから、120万円ほど増となっております。その下の3つですが、災害弱者緊急通報システムについては、10月から民間委託にシステム変更する関係で、災害弱者に係る委託料が計上されております。

なお、長寿会館運営・老人クラブ補助金は留保しております。

3目、温泉保養センター費では、74ページの一番上になりますが、入札によりまして清掃管理業務が81万6千円減額となっており、また、利用頻度の高いマッサージ機購入のため、18節、備品購入費で、22万1千円を計上しております。

73ページ下段の3目、児童福祉施設費では、産休代替保育士の減および園児数の減に伴い、常設保育所運営に係る経費は、全体で昨年より300万円ほど少ない3,246万9千円となっております。

次、75ページの4目、児童措置費では、子ども手当関連ですが、制度の一部拡充及び12カ月分の計上となることから、全体予算で昨年より大幅増の1億326万5千円の計上であります。

一番下の5目、児童生活館費では、年度初めと夏休み期間に、障がい児を受け入れることから、賃金が増加したことによりまして、25万円ほど多い858万6千円となっております。

77ページの6目、子育て支援センター費では、昨年度、開設経費の計上で予算が膨らんでおりましたが、本年度については、昨年度の実績・反省を踏まえ、駐車スペースの整備として、次のページの機械運搬費・借上料、原材料費などに合わせて、約33万3千円を計上しており、また、土山・プール遊びのため、備品購入費で木かげ用テント購入費30万2千円などの必要経費を計上するものであります。

続きまして、4款、衛生費にまいります。

まず、81ページ、1目、保健衛生総務費で、4,340万円ほどの減につきましては、昨年度の単年事業である水道事業会計出資事業、約4,450万円の終了によるものです。

また、育児支援事業の中で、新たに幼児食教室に係る経費を賃金と消耗品費の中で計上しております。

一番下の2目、予防費では940万円ほど増加しておりますのは、横の82ページ右下の予防接種事業について、ご承知のとおり昨年度途中から子宮頸がんなど3ワクチンが追加されたことにより、昨年度の当初予算と比較すると921万7千円多い1,566万8千円の計上となっております。

なお、子宮頸がん・肺炎球菌ワクチンについては、昨年と同様、本町独自で対象年齢の拡大を行っております。

84ページ右上の検診・検査事業では、委託料の下の方に記載がありますが、50歳以上を対象に前立腺がん検診を新たに実施することで、13万3千円計上しております。

85ページの一番下の2目、塵芥処理費で1,250万円の大幅減となっておりますのは、88ページの委託料の一番上の一般廃棄物、資源ごみ関連が、昨年は予算計上で1,630万2千円、今年は1,071万円へ、その次の生ごみ関連が昨年1,260万円が630万円に、それぞれ入札による減となったことによりです。

逆に上の12節、役務費では、その他手数料が65万円ほど増えております。これにつきましては、弥生処理場水処理後の汚泥運搬処理経費の計上によるものであります。

なお、昨年までごみ収集車購入事業として、償還金188万円が計上されておりましたが、平成22年度で償還が終了し、本年度は計上されておられません。

次、5款、労働費は、例年と大きく変わりありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、6款、農林水産業費にまいります。91ページになります。

農業費、教育費では、補助奨励費が多く、当初予算に計上しなかった事業は、説明資料の16ページに記載しておりますので、ここでは説明を省略させていただきますのでよろしくお願いします。

まず、91ページ、3目、農業振興費の農業振興事業につきましては、19節、農業振興連絡協議会負担金2万5千円のほかは、すべて債務負担行為の議決をいただいた利子補給でございまして、主に22節に記載された事業となっております。その下の農業後継者育成事業の主な事業につきましては、農業振興連絡協議会負担金40万円、これについては、北大サテライトに係る負担金であり、前年同額の計上であります。

次、93ページにまいります。4目、畜産業費では、歳入でも触れたとおり公社営畜産担い手事業終了により、大幅な予算減となっております。

また、94ページ19節、家畜共済予防衛生事業費負担金、これは獣医1名の人件費を

広域行政で負担するものですが、共済の広域合併により、昨年までは197万円でしたが、今年から70万3千円に減額となっております。

次に、5目、農業基盤整備事業費の農業基盤整備事業につきましては、国の事業予算削減の影響で、実施状況が遅れておりますが、2地区の道営畑総事業につきましては、本年度で事業完了予定となっております。

農業基盤整備一般経費では、次のページになりますが、19節の一番下になります。農業基盤整備業務土地改良区負担金として、新たに68万7千円と載っていると思いますが、これにつきましては、次期畑総事業採択に向けた計画策定、あるいは申請業務等による事務量増を見込み、現在、月14日勤務の土地改良区臨時事務員を11カ月雇用とし、賃金の差額を町が土地改良区に納めることで、双方の事務を合理的に進めるということで、計上しているものであります。

前のページに戻って、下水道事業特別会計繰出金につきましては、収支不足の補填であり、昨年より840万円ほど多い9,746万6千円の計上となっております。

次に、97ページ、7目、牧場費では、次の98ページになりますが、18節をご覧くださいのですが、肥料散布機が使用に耐えがたい状況であり、備品購入費でワイドスプレッター購入経費193万8千円を計上しております。

次に、100ページにまいりまして、2目、林業振興費の有害鳥獣駆除事業では、次のページ、19節で訓子府町鳥獣防止対策協議会への負担金59万8千円を計上しております。これは、わな猟免許取得助成10名分、猟銃免許取得関係2名分、貸し出し用くくりわな購入費・箱わな購入助成のほか、4月、5月の一斉駆除対策経費をここでまとめて計上しております。

100ページに戻りまして、小規模治山事業は、13節になりますが、大谷水源からの導水管保護のため、上部浸食防止対策事業の実施設計業務委託経費、300万円の計上であり、早期に施工できる体制を構築するもので、道の2分の1補助であります。

続きまして、7款、商工費にまいります。

103ページにまいりまして、1目、商工業総務費では、道費を活用し、消費者相談業務の充実を図るための職員研修旅費の計上と被害防止をするためのパンフレットを配布することとしており、総額で昨年より20万円ほど多い88万2千円の計上であります。

2目、商工業振興費にまいりまして、地熱エネルギー利用施設管理経費では、修繕費の中に、送水ポンプ取替経費23万7千円が新たに計上されています。産業観光振興対策事業では、消耗品費で特産品紹介として、訓粋100本、15万8千円が新たな計上であります。新エネルギー導入促進事業では、調査旅費の計上であります。

続きまして、8款、土木費にまいります。

まず、105ページになりますが、中段の1目、車両運行管理費では、除雪用トラック導入完了に伴い、目全体で3,600万ほど少ない3,324万5千円を計上しております。

次に、107ページの2目、道路維持費の町道補修事業につきましては、22年度繰越事業で、既に860万円が計上されておりますので、実質は繰越を含めて前年度予算より300万ほど増額となっております。町道維持管理事業で新規事業として、末広線街路樹剪定を2カ年で実施するため、14節の機械借上料の中で高所作業車6日分、37万2千円

を計上しております。

なお、本年度の町道維持関連実施事業として、22年度繰越事業で、町道側溝整備費300万円と季節労働者による道路維持費662万円を2月に計上済であります。

一番下の4目、橋梁維持費では、国の2分の1の補助を受け、2カ年で実施する橋梁長寿命化修繕計画橋梁点検業務委託費300万円を新規計上し、修繕費の低減化・平均化を図るものであります。

次、109ページにまいりまして、4項、河川費では、本年度予算は計上しておりませんが、本年度実施事業として、22年度繰越事業で河川改修整備事業1,400万円を補正計上済みであります。

その下にまいりまして、1目、公園費では、レクリエーション公園管理事業の16節、次のページになりますが、修繕用原材料費の中で、現場での対応が困難となったことから、新たに芝桜補植用苗2千鉢、16万8千円を計上し、各公園施設等管理事業では、中央公園樹木枝払い業務が終了したことなどから、公園費全体で昨年を70万円ほど下回る予算となっております。

111ページにまいりまして、1目、住宅管理費で昨年より100万円ほど多い計上となっておりますのは、昨年度については、一部修繕を繰越事業で対応し、減額計上したことによります。

2目、住宅建設費の13節では、単年度事業で45%国費補助の公営住宅長寿命化計画策定業務委託費350万円を計上し、計画的な維持保全計画を策定するものであり、次ページの15節、工事請負費3,500万円の計上につきましては、昨年に引き続き末広団地1棟3戸のリフォームを実施するもので、これにより平成20年度から実施しているリフォーム工事が本年度で完了となります。

続きまして、9款、消防費にまいります。

消防費は、昨年度までは、支署費・団費・消防施設費に区分しておりましたが、本年度から新たに121ページの中段のとおりそれぞれからの共通経費を抜き出して、独立した形で計上しております。

まず、115ページの消防組合費総体では、前年より2,740万円ほど増額になっております。主な要因を申します。

まず、支署費の118ページ右上の職員給与費で、職員の定期昇給や給与削減率の変更などにより、400万円ほど増額になっているほか、その下消防行政一般経費では、盛夏服、ヘルメットの購入が終了し50万円ほど減額となっております。

次に、120ページの中段の表が団費になりますが、上から6項目目の消防団活性化推進事業費では、昨年度で雨具購入が終了したため、75万円ほど減額となっております。

122ページの上段の表が施設費になりますが、消防施設整備事業費では、18節で高規格救急自動車の購入経費2,993万3千円が計上されており、消防費が大きく膨らんだ要因となっております。

115ページにお戻りください。3目の災害対策費では、昨年、ハザードマップを作製した関係で57万5千円減額となっております。

続きまして、10款、教育費にまいります。

125ページにまいりまして、2目、事務局費の語学指導助手配置事業では、引き続き、

語学指導助手を配置することとし、所要額を予算計上させていただいております。

学校教育等一般経費では、19節、128ページの中ほどの北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金が、昨年に引き続き、学校存続に向けた振興支援を行うため、通学定期代自己負担額の半額助成と新入生に対する教科書代の補助を含めた入学準備支援などを行うこととしておりますが、対象生徒数の減により、200万円ほど少ない884万2千円を計上しております。

また、その下に5年に1度作成する社会科副読本編集委員会への交付金として、12万円を計上しております。

次、129ページ、2項、小学校費の1目、学校管理費の臨時講師配置事業につきましては、訓小の1学年1クラスの学年が、昨年の2学年から本年度は3学年となることから、多人数クラス対策として、1名を増員配置し、結果といたしまして、訓小については、臨時講師2名、支援員2名、居小は、臨時講師兼支援員1名の合計5名分の賃金を計上しております。

学校施設維持管理事業では、修繕料の中で訓小の屋外スピーカー8万2千円、食堂放送設備14万7千円、暖房設備部品交換32万7千円が新たに計上となっております。

学校一般管理事業では、18節の校具等備品として訓小会議用テーブル、ブルーレイレコーダー、居小ノートパソコン2台などの購入経費94万2千円が計上されております。

下段、2目、教育振興費の教育振興事業では、新学習指導要綱の実施により指導書購入のため130ページの一番下になりますが、教師用消耗品が約260万円増の274万5千円の計上となっております。

132ページの18節、特別教科用教材の29万円ほどの増につきましては、アコーディオン購入経費の計上などによるものです。

なお、中学校費も同様ですが、備品購入費で計上していたスクールバンド用備品及び児童用図書は、2月補正で予算措置しているため、今回は計上しておりません。

また、昨年まで計上していた教師用コンピューター整備事業は、償還終了により計上がございません。

次、2項中学校の1目、学校管理費の臨時講師配置事業につきましては、基礎学力向上のため、昨年に引き続き、臨時講師1名を配置することとし、予算計上しております。

学校施設維持管理事業では、修繕料の中で芝グラウンド整地22万3千円、校舎屋根部分塗装10万円、暖房設備部品交換4万4千円が新たに計上となっております。

学校一般管理事業では、臨時事務補助員が日額賃金となったため、事業全体で55万円ほど減の396万7千円の計上となっております。

次、133ページ下段、1目、幼稚園費では、幼保一体化に備え臨職も含め先進地研修を行い、幼保のあり方を内部協議するため、136ページになりますが、9節、旅費を計上しております。

また、18節、施設用備品では、給食食器消毒保管庫の更新経費57万円1千円を計上しております。

次、137ページ、1目、社会教育総務費の右ページ3段目になりますが、青少年教育推進事業では、1節、報酬と7節、賃金で、学校支援地域本部事業に係る協議会委員報酬やコーディネーター賃金を引き続き計上しております。

また、8節、講師謝礼の中で、介助が必要な児童の入会に伴い、みつばちクラブ介助ボランティア謝礼として、25万円を新たに計上しております。芸術・文化振興事業では、町民芸術劇場を隔年で実施することとしているため、8節、報償費の予算計上が40万円ほど減額となっております。

また、昨年実施の映像資料製作が終了したことにより、13節、委託料21万7千円が減額となっております。

次、139ページにまいりまして、2目、公民館費の11節、修繕料100万9千円には、消火栓ホース取替7万2千円、重油タンク油面計修繕18万9千円が含まれております。

下段、3目、図書館費の図書館活動事業では、住民生活に光をそそぐ交付金で、図書購入費を350万円繰越計上したため、142ページになりますが、18節、図書購入費が100万円減額計上となっておりますが、実際は増額配当となっております。

次、143ページにまいりまして、2目、体育施設費のスポーツセンター管理事業では、夜間、休日の管理人を昨年まで賃金23万5千円で計上しておりましたが、清掃業務委託に含めることとし、委託料を変更しております。これにより30万円程度の経費削減となっております。屋外運動施設管理事業では、修繕料の中に野球場グラウンド整地に要する経費35万円を計上しております。

145ページ、3目、給食センター費の給食調理関係経費では、148ページになりますが、消耗品費に食器類25万8千円が新たに計上されております。146ページ、給食センター一般経費では、地下燃料タンク修繕、高圧受電設備更新の終了により、修繕料が140万円ほど減ったことから、事業全体で100万ほど減の83万5千600円の計上となっております。

続きまして、11款、公債費にまいります。

149ページをご覧くださいと思います。元利合わせて昨年より3,900万円減の7億4,148万2千円を計上しております。

続きまして、13款、給与費にまいります。153ページと154ページをご覧くださいと思いますが、町長・副町長・教育長と一般職に係る人件費をここに計上してございます。副町長人件費の計上や職員給与削減率の変更などにより、総額で前年と比較して3,050万円多い7億8,767万2千円の計上となっております。

この給与費に、選挙費に計上した職員手当と議員や各種委員の報酬等を加えた人件費の総体予算については、165ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと存じますが、この明細書は地方自治法に基づく書式であり、報酬、給料、手当、共済費などのほか、手当の種類ごとに前年比較ができるように調製したものでありますが、時間の関係もございますので、後ほどご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますと存じます。

続きまして、157ページからは、これまでにご決定をいただいた債務負担行為に本年度分を加えた調書でございまして、163ページの合計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額については、2億8,817万4千円となっております。そのうち一般財源としては、2億1,653万9千円が必要となっております。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、説明資料の20ページ以降に一覧でまと

めておりますので、後ほど、ご覧をいただければと存じます。

続いて、164ページは、地方債の年度末現在高に関する調書でございます。合計欄の右側でございますように本年度末の現在高見込み額は、50億8,215万6千円となっております。

以上、総額を40億3,310万円とする平成23年度の一般会計予算案について、説明申し上げました。時間の関係もありまして、詳細の説明はできませんでしたが、厳しい財政状況の中、予算全般にわたり、行政コスト削減のための見直しを図りつつ、町民の福祉や次代を担う子どもたちに係る教育予算に配慮しながら、予算編成をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ここで、午前10時30分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時20分

再開 午後10時30分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第11号 訓子府町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

福祉保健課業務監。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 各会計予算書の170ページをお開き願いたいと思います。

議案第11号 平成23年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めましてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」3ページをお開きいただきたいと思います。

その上段に国保会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について、記載しております。

まず、歳入であります。国保税につきましては、国の改正に合わせて限度額の引き上げを検討しているところですが、当初予算における国保税につきましては、現行税率により、計上させていただいております。

国庫支出金及び療養給付費等交付金につきましては、保険給付費を基礎として、積算した額を計上しており、道支出金につきましては、北海道の調整交付金等を計上しております。

65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れのほか、昨年度に引き続き財源調整に要する財政調整基金の不足額の補てん分を繰入金として、計上しております。

次に、歳出であります。前年度の医療費実績見込み等から推計した保険給付費及び介護保険第2号被保険者に係る介護納付金等を計上したほか、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、保健事業費では特定健診等に係る費用を計上しております。

なお、老人医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、過年度精算分のみの計上としております。

資料の９ページをお開きいただきたいと思います。

９ページの下から４行目には、国保会計の財政調整基金保有状況を記載しております。

平成２０年度末から、基金は底を付いている状況であります、今年度につきましては、従来どおり一般会計から繰り入れる普通交付税に算入されている財政安定化支援分２５１万８千円と預金利子千円を積立し、平成２３年度末の保有見込額は、一番右側に記載しております２５１万９千円となる見込みであります。

また、同じ資料の２３ページから２７ページにわたり、国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきたいと思います。

それでは、予算書の１７０ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第１１号 平成２３年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第１条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ９億１，４９０万円と定めるものであります。この予算は、前年度当初と比較しまして、２，０８０万円、約２．３％の増額計上となっております。

第２条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の３，０００万円と定めるものであります。

第３条では、歳出予算の流用についての定めであります、保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合の流用の方法を従来と同様に定めるものであります。

次に、１７１ページから１７６ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、１７９ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って、説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思います。

はじめに、１７９ページの歳入から説明させていただきます。

見開きで左側が款・項・目、右側のページが節以下、説明を載せてございますので、両方のページを見ながらお聞きいただきたいと思います。

まず、１７９ページの第１款、国民健康保険税、第１項、第１目の一般被保険者国民健康保険税であります、総額では前年度比２，１１３万３千円増の２億６，７４４万１千円を見込んでおります。

１８０ページの１節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で９９８世帯、被保険者数は２，４０８人を見込んで、現行税率により算定し、その額から低所得者軽減分、限度額超過分などを差し引きし、収納率を９８％と見込みまして、１億９，７３３万円を計上しております。

２節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の１００万円を計上しております。

次に、３節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、４，８３９万円を計上しております。

次に、５節の介護納付金分現年課税分につきましても、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、２，０７１万９千円を計上しております。

次に、１７９ページ下段から１８２ページまでの第２目の退職被保険者等国民健康保険

税であります。世帯数を35世帯、被保険者数は86人と見込んで、現行税率により計上しております。

180ページ下段の1節、医療給付費分現年課税分、557万8千円、182ページの3節、後期高齢者支援金分現年課税分137万2千円、5節の介護納付金分現年課税分の114万8千円などを合わせて、総額で前年度比27万1千円増の810万1千円を計上しております。

次に、181ページ下段の第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金につきましては、補助対象医療費等の34%相当額が国から交付されるものですが、現年度分、過年度分、合わせて、前年度と比較して、1,169万4千円増の1億8,731万4千円を計上しております。

第2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する国の負担分、4分の1の838万5千円を計上。

第3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健診の対象経費の国負担分、3分の1の131万6千円を計上しております。

次に、183ページの第2項、国庫補助金、第1目の財政調整交付金であります。このうち財政力格差調整のため、交付されます普通調整交付金につきましては、過去の実績から、2,916万1千円を計上し、特別調整交付金につきましては、30万7千円を計上しております。

第2目の出産育児一時金補助金につきましては、緊急の少子化対策として、平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置として、38万円から42万円に4万円が引き上げられておりましたが、平成23年4月から出産育児一時金の額が、42万円に恒久化される予定であります。

本来でありましたら、本定例町議会におきまして、予算関連議案として、国民健康保険条例の一部改正議案を提案させていただき、条例改正につきましてもあわせてご審議いただかなければならないところでありますが、一昨日の月曜日の夜に入ってきた情報によりますと健康保険法施行令等の一部を改正する政令の閣議決定が3月25日、政令の公布が3月30日に予定されておりまして、本定例町議会での条例改正の提案が、間に合わない見込みであります。

しかし、4月からは、出産育児一時金の額が、42万円に恒久化される見込みでありますことから、出産育児一時金に係る経費につきましては、歳入・歳出予算ともに予定されている改正後の予算を計上させていただいております。

4月からの支給に当りましては、政令の公布があり次第、専決処分により、条例を改正させていただき、被保険者に負担のかからないように対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

第2目の出産育児一時金補助金につきましては、暫定期間には、引き上げ額4万円の2分の1の2万円について、国の補助がありましたが、恒久化されることに伴い、平成24年度からは国の補助がなくなる予定であります。平成23年度につきましては、経過措置によりまして、引き上げ額4万円の4分の1の1万円が補助されますので、歳出と同じ25件分を見込み25万円を計上しております。

次に、第3款、第1項、第1目療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の

財源で、各保険者の拠出により賄われ、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、前年度比1, 113万6千円増の3, 495万5千円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目、前期高齢者交付金につきましては、保険者間の65歳以上75未満の前期高齢者の偏在による不均衡を各保険者の加入者数に応じて、財政調整するための交付金として、前年度比3, 171万9千円減の1億2, 429万4千円を計上しております。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する道負担分4分の1の838万5千円を計上、第2目の特定健康診査等負担金は、国庫支出金と同様に特定健診の対象経費の道負担分3分の1の131万6千円を計上しております。

次に、第2項、道補助金、第1目の調整交付金につきましては、国からの財源移譲分を一定のルール計算により、調整交付金として交付されるもので、普通調整交付金は、3, 396万6千円を計上、特別調整交付金については、64万9千円を計上しております。

次に、185ページ、第6款、第1項、第1目の共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象として、国保連合会が行う高額医療費共同事業により、100分の59が交付されるもので、過去の実績を勘案して、前年度比595万8千円増の3, 354万4千円を計上しております。

第2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましても、1件30万円から80万円までの医療費を対象とし、医療費実績などにより、国保連合会に拠出し、交付を受けるもので、前年度比256万4千円減の9, 830万6千円を計上しております。

次に、第7款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金の利子として、千円を計上しております。

次に、第8款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目の財政調整基金繰入金につきましては、前段ご説明申し上げたとおり平成20年度末より、基金は底を付いている状況であることから、千円の科目計上としております。

次に、第2項、他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金のうち、1節の保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により、保険税軽減分1, 974万1千円と保険者支援分574万5千円を合わせ2, 548万6千円。

2節の出産育児一時金繰入金は、683万4千円。

3節の財政安定化支援事業繰入金は、22年度普通交付税措置実績額の251万8千円をそれぞれ町の負担分として、繰り入れするものであります。

4節のその他一般会計繰入金につきましては、国保会計の財源補てん分繰入金として、3, 780万1千円、国保会計を運営するための事務費等に要する経費として、363万5千円を計上しております。

次に、187ページの一番下になります。第10款、諸収入、第3項、第6目の雑入につきましては、特定健診に係る自己負担額等の計上ですが、特定健診につきましては、受診率向上を目指し、従来の集団健診に加えて、昨年度も一部実施しましたが、自己負担分を受診した医療機関に直接支払う個別健診についても実施することとし、平成23年度は総体で、850名のうち集団健診を770名、個別健診を80名と見込みまして、集団健診770名分の92万4千円を計上しております。

次に、歳出について説明させていただきます。189ページをお開き願います。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費及び第2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費として、合わせて572万3千円を計上しております。

なお、第1目の25節、積立金では、財政調整基金積立金として、財政安定化支援事業分と基金利子分を合わせて251万9千円を計上しております。

また、第2目の19節、国保保険者ネットワークランニングコスト保険者負担金24万7千円の計上は、平成22年度に更新した国保連合会の基幹系システム本体機器の保守料やウイルスソフトライセンス使用料等のネットワークに係るランニングコストの保険者負担金を新たに計上しております。

次に、第2項、徴税費及び第3項の運営協議会費につきましても、徴収事務及び運営協議会の事務的経費として、それぞれ65万7千円と6万2千円を計上しております。

次に、191ページになります。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費の積算につきましては、前年度の給付、支払実績から推計し、計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

まず、第1目の一般被保険者療養給付費は、前年度比100万円減の4億9,500万円を計上。

第2目の退職被保険者等療養給付費は、前年度比830万円増の2,930万円を計上しております。

第3目の一般被保険者療養費は、前年度比100万円減の700万円。

第4目の退職被保険者等療養費は、前年度同額の80万円を計上しております。

第5目の審査支払手数料は、前年度の支払見込額から推計し、160万8千円を計上しております。

次に、第2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により、推計し計上しております。

第1目の一般被保険者高額療養費は、前年度同額の5,000万円を計上。

第2目の退職被保険者等高額療養費は、前年度比100万円増の400万円を計上しております。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費は、前年度実績がなかったことから、前年度の2分の1の100万円を計上しております。

また、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費についても、一般分と同様に前年度の2分の1の6万円を計上しております。

次に、193ページ、上から2段目の第4項、出産育児諸費、第1目の出産育児一時金につきましては、歳入でも説明しましたが、出産育児一時金の額が、42万円に恒久化される予定ですので、前年度比210万円増、25人分の1,050万円を計上しております。

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金について、直接、医療機関へ支払う場合に、その支払業務を委託している国保連合会に対する支払手数料として、25人分の6千円を計上しております。

次に、第5項、葬祭諸費、第1目の葬祭費につきましては、前年度同額の10件分の5

0万円を計上しております。

次に、第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目の後期高齢者支援金拠出金につきましては、後期高齢者医療制度の財源として、保険者が約4割相当分を拠出するものですが、概算拠出の通知によりまして、前年度比589万7千円増の1億682万3千円を計上しております。

第2目の後期高齢者関係事務費拠出金につきましても、概算拠出の通知によりまして、1万1千円を計上しております。

次に、195ページの第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金につきましては、歳入でも説明しましたが、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するため、各保険者の加入者数等に応じて費用負担するもので、国保では前期高齢者の加入割合が高いことから拠出額が少なく、概算拠出の通知により、30万円を計上、第2目の前期高齢者関係事務費拠出金につきましても、概算拠出の通知によりまして、1、万1千円を計上しております。

次に、第5款、老人保健拠出金、第1項、第1目の老人保健医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、過年度清算分のみを計上となり、前年度同額の千円の科目計上、第2目の老人保健事務費拠出金についても、同様に9千円を計上しております。

次に、第6款、第1項、第1目の介護納付金につきましては、国保被保険者にかかる介護保険第2号被保険者分で、概算納付通知により、前年度比285万6千円増の5,083万7千円を計上しております。

次に、第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目の高額医療費拠出金は、決定通知額に基づき、前年度比595万8千円増の3,354万5千円を計上しております。

次に、197ページ、第3目の保険財政共同安定化事業拠出金は、歳入でも説明しましたが、歳入の交付金と同額の9,830万6千円を計上しております。

次に、第8款、保健事業費、第1項、第1目の特定健康診査等事業費につきましては、国保の40歳から74歳の被保険者を対象とした生活習慣病に着目した特定健診と特定保健指導に要する経費を計上しており、全体で前年度比3万5千円減の558万3千円を計上しております。

右側の198ページになりますが、7節の賃金は、アンケート調査集計などの事務賃金、特定保健指導の栄養士の賃金などで、33万6千円を計上。

12節の役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料として、60万7千円を計上。

13節の委託料は、特定健診業務を委託するものですが、受診率向上を目指し、集団健診に加えて、昨年度も一部実施しましたが、直接医療機関で健診を受ける個別健診についても実施することとして、集団検診を770名、個別健診を80名と見込み、国保被保険者850名分の基本検診料などとして、463万円を計上しております。

次に、第2項、保健事業費、第1目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費として、全体で前年度比6万円減の285万3千円の計上であります。

なお、平成23年度は、隔年で開催しております「健康まつり」の開催年ではありますが、これに係る賃金や報償費、需用費等で16万円ほどの計上をしておりますし、19節、負担金、補助及び交付金にあります健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成

金ですが、前年度と同じく28人分の44万1千円を計上しております。

以上、平成23年度訓子府町国民健康保険特別会計の予算について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 議案第12号もお願いします。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 続きまして、各会計予算書の202ページをお開き願います。

議案第12号 平成23年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料も含めてご説明させていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開きいただきたいと思います。

その中段に後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について、記載しております。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度においては、財政運営期間が2年間とされており、後期高齢者医療保険料につきましては、平成22年度と平成23年度の医療費等の推計により、北海道後期高齢者医療広域連合から示された保険料を計上しております。

また、脳ドック助成に対する広域連合補助金や低所得者の保険料軽減分等の公費負担金として一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

この資料の28ページから30ページにわたりましては、後期高齢者医療特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の202ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第12号 平成23年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,330万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較して、50万円、約0.8%増となっております。

203ページから206ページにつきましては、款項ごとに、それぞれ額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、209ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

209ページをお開き願います。

まず、第1款、第1項の後期高齢者医療保険料であります。北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき算定しており、保険料算定の基礎となる均等割額は、4万4,192円、所得割率は、10.28%となっており、保険料総額では、前年度比25万4千円増の4,120万円を計上しております。

まず、第1目の特別徴収保険料は、被保険者数を761人と見込み、保険料額2,611万8千円を計上、第2目の1節、普通徴収保険料は、被保険者数を260人と見込み、保険料額1,503万2千円を計上、2節の普通徴収保険料滞納繰越分は、前年同額の5万円を計上しております。

次に、第2款、広域連合補助金、第1項、第1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、75歳以上の方の脳ドックの助成金として、その費用の全額が広域連合より交付さ

れるもので、１２名分を見込み前年度比２２万円増の３７万８千円を計上しております。

次に、第３款、繰入金、第１項、一般会計繰入金、第１目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として、道と町の負担分を合わせて、前年度比９万９千円減の１，６５９万３千円を計上しております。

第２目の事務費繰入金につきましては、広域連合納付金分と所要事務経費分を合わせまして、前年度比１２万５千円増の５０１万９千円を計上しております。

次に、２１１ページになります。

第５款、諸収入、第２項、償還金及び還付加算金、第１目、保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合から還付されるもので、還付金として前年度同額の１０万円を計上し、第２目の還付加算金として５千円を計上しております。

次に、第３項の預金利子および第４項の雑入につきましては、それぞれの項目を千円の科目計上しております。

次に、歳出について、説明させていただきます。２１３ページをお開きください。

まず、第１款、総務費、第１項、総務管理費、第１目の一般管理費につきましては、右側の２１４ページになりますが、プリンタートナー等の消耗品費や被保険者証一斉更新等に係る郵便料、後期高齢者医療システム保守業務等の委託料など一般事務に要する経費として、前年度比２６万７千円増の２２４万７千円を計上しております。

次に、第２項、徴収費、第１目の賦課徴収費につきましては、納入通知書等の印刷製本費や保険料決定通知のための郵便料などの経費として、１６万６千円を計上しております。

次に、第２款、保健事業費、第１項、第１目の保健事業総務費につきましては、歳入でも説明いたしましたが、全額、広域連合からの交付金を受けて実施する７５歳以上の方の脳ドックの助成に係る分ですが、健康診査助成金として、１２名分の３７万８千円を計上しております。

次に、第３款、第１項、第１目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の共通経費の市町村負担分として、事務費納付金２６０万８千円を計上。

また、収納した保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分を合わせて、保険料等納付金として、５，７７９万円４千円を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額で、前年度比７万円増の６，０４０万２千円を計上しております。

次に、２１５ページ、第４款、諸支出金、第１項、償還金及び還付加算金、第１目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料の還付金として、歳入同額の１０万円を計上し、第２目、還付加算金として、５千円を計上しております。

次に、第２項、繰出金、第１目の一般会計繰出金につきましては、預金利子相当分として、千円を計上しております。

以上、平成２３年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第１３号。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 議案第１３号 平成２３年度訓子府町介護保険特別会計予算について、提案説明をさせていただきます。

別冊の各会計予算案の説明資料は、後ほどご覧いただきたいと思います。その中では

3 ページの下段に予算の概要を記載しており、9 ページでは、基金の保有状況を記載し、平成23年度末で介護給付費準備基金、3,817万4千円、介護従事者処遇臨時特例交付金、139万1千円の見込みとなっております。

それでは、訓子府町各会計予算書の217ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出それぞれ予算の総額を4億7,760万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の借入最高額を3千万円とするものであります。

次に、218ページから221ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、その内容につきましては、224ページからの事項別明細書によって説明をさせていただきたいと思っております。

224ページの歳入から説明をさせていただきます。

まず、第1款、保険料であります。平成21年度から23年度までの第4期介護保険計画によりまして、基準保険料を月額3,700円、年額で4万4,400円として、算定しております。

また、保険料段階は、負担が過重にならないよう第1段階から第7段階までとし、さらに、第4段階を2段階に分割しておりますので、実質的には8段階に細分化をしております。

第1目、第1号被保険者保険料のうち、特別徴収保険料は、被保険者総数を1,692人、保険料額を6,791万円、普通徴収保険料は、被保険者総数を162人、保険料額を471万8,000円。普通徴収保険料滞納繰越分を3万6千円、介護保険料の総額を7,266万4,000円と見込んでおります。

次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、第1目、介護予防負担金につきましては「通所型介護予防事業」に係る利用者負担金として、60万4,000円を見込んでおります。

次の第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして、保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた7,591万4千円を計上しております。

226ページと227ページの第2項、国庫補助金のうち、第1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金ですが、過去の実績から保険給付費の7.78%、3,450万8,000円を計上。

第2目、地域支援事業交付金のうち、介護予防事業費に対して、25%、230万円を計上。

第3目、包括的支援事業・任意事業分につきましても事業費に対し、40%、284万3千円を計上しておりますが、地域支援事業の内容につきましては、後ほど歳出でご説明申し上げます。

次に、第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の30%、1億3,353万円を計上。

第2目の地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業に要する経費の30%、276万5千円を計上しております。

第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金は、保険給付費に対して、それぞれ道の負担割合を乗じた6,874万3千円を計上。

第2項、道補助金、第1目、第2目、地域支援事業交付金は、介護予防事業の12.5%、115万2千円。包括的支援事業・任意事業分は、事業費の20%、92万1千円をそれぞれ計上しております。

228ページと229ページの第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子として、2万8千円。介護報酬改定による保険料上昇を抑制し、被保険者の負担の軽減を図るための介護従事者処遇改善臨時特例基金利子として、千円を計上。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支の不足分589万3千円を基金から繰り入れするものであります。

また、第2目、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、1号被保険者保険料軽減措置に充てるため、102万円を繰り入れするものであります。

第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金のうち、介護給付費繰入金は、保険給付費の町負担分12.5%、5,563万8千円。地域支援事業繰入金は、介護予防事業分が12.5%、115万3千円。包括的支援事業・任意事業分は、20%、92万2千円をそれぞれ町負担分として、繰り入れするものであります。

その他、一般会計繰入金は、特別会計を運営するための事務費等に要する経費として、1,798万円を繰り入れするものであります。

230ページから231ページの第8款、繰越金、第9款、諸収入につきましては、それぞれの項目を科目計上しております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。232ページをお開きください。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費であります。介護保険一般事務に要する経費として、149万9千円を計上するものであります。

次に、第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の印刷費、郵便料を主として、24万円を計上。

その下の北見市、置戸町と共同設置しております介護認定審査会経費として、昨年より111万1千円多い、355万4千円を計上しておりますが、これは平成24年度からの制度改正に伴う、審査会システムを更新する必要があることによるものです。

また、介護認定調査に要する経費として、284万9千円を計上しております。

234ページと235ページは、介護保険制度のPRを図るための経費としまして、趣旨普及費50万4千円を計上しております。

次の計画策定委員会経費につきましては、平成24年度からの第5期介護保険事業計画策定のための経費、12万2千円を計上しております。

次に、第2款、保険給付費、第1項、第1目、居宅介護サービス給付費ですが、居宅要介護被保険者の居宅サービスに係る給付で、8,619万1千円。

第3目、地域密着型介護サービス給付費は、介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするもので、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付に5,072万7千円を計上しております。

第5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスに係る給付としまして、2億3,432万7千円を計上。

第7目、居宅介護福祉用具購入費として、89万1千円。

第8目、居宅介護住宅改修費として、207万円を計上。

236ページと237ページの第9目、居宅介護サービス計画給付費として、1,220万3千円を計上しております。

次に、第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の被保険者に対する介護予防に要する経費を計上しております。

第1目、介護予防サービス給付費は、居宅の要支援者に対する給付で、介護予防通所介護や訪問介護などの利用に対する給付に1,213万6千円。

第3目、地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護に対する給付に275万円を計上。

第5目、介護予防福祉用具購入費に45万9千円。

第6目、介護予防住宅改修費に216万円。

第7目、介護予防計画給付事業、ケアプランの作成給付に191万4千円をそれぞれ計上しております。

238ページと239ページの第3項、その他諸費、第1目、審査支払手数料は、介護給付費請求に係る審査支払にかかる手数料として、38万5千円を計上しております。

第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するもので、1,142万9千円。

第2目、高額介護予防サービス費は、要支援者に対する高額給付費で、15万6千円を計上しております。

第5項、第1目、高額医療合算介護サービス費は、要介護被保険者の介護保険と医療保険の自己負担の合計額が、年間で一定額を超えた場合に給付をするもので、昨年度は制度開始間もないことから、平成21年度から平成22年度分の2年分を見込み、600万円を計上しておりましたが、23年度においては、通常に戻して310万円を計上しております。

同じく、第2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付ですが、20万円を計上しております。

第6項、第1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付として、2,396万1千円計上。

第3目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付として、3万5千円計上しております。

次の240ページと241ページでは、第3款、地域支援事業費、第1項、介護予防事業費、第1目、二次予防事業費につきましては、介護が必要となる可能性の高い二次予防事業の対象者を把握するとともに、通所や訪問により、要介護状態の予防や軽減を図るものですが、本年度においては、地域の高齢者の状況、ニーズを調査し、高齢者の実態や地域の課題を把握し、医療・介護・予防・住まい・地域支援サービスを切れ目なく有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に活用するとともに、23年度に策定する第5期介護保険事業計画の基礎資料とするために実施する日常生活圏域ニーズ調査業務に要する経費、176万2千円を計上しております。

第2目、一次予防事業費は、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行うほか、ボ

ランティアなどの人材育成を行い基本的な見守りや手助けの方法を普及させるための経費や「通所型介護予防事業」として、業務委託する経費など913万円を計上しております。

なお、^{もく}目の名称が昨年と変更になっておりますが、平成22年8月に国の地域支援事業実施要項の改正によって、従来の一般高齢者施策および特定高齢者施策の名称を一次予防事業、二次予防事業と変更されたことによるものでございます。

次の第2項、包括的支援事業・任意事業費は、第1目、介護予防ケアマネジメント事業費は、高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を図るため、介護予防事業のケアマネジメントを行う事業に要する経費を計上しておりますが、このうち28節、一般会計繰出金、347万7千円につきましては、地域包括支援センター職員人件費分として、一般会計に繰り出しをするものであります。

第2目、総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健、医療、福祉サービスなどにつながる支援を行うための経費を計上しております。

242ページと243ページの第3目、権利擁護事業費につきましては、高齢者に対する虐待の早期発見、防止など権利擁護の支援を行う経費を計上しております。

第4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業につきましては、主治医、ケアマネージャー、地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うための経費です。

第5目、任意事業費は、家族介護用品購入費に対する助成費用、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用に係る経費94万円を計上しております。

第3項、第1目、運営協議会費は、地域包括支援センターの運営協議会に要する経費を計上しています。

第4款、基金積立金は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金利息相当額を予算に計上して、基金へ積み立てるものであります。

244ページと245ページの第5款、公債費は、資金繰りのための一時借入金利子を計上しております。

第6款、諸支出金につきましては、第1号被保険者の過年度分還付金など所要の経費を計上しております。

以上、平成23年度介護保険特別会計の予算について、提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第14号。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 各会計予算書の247ページをお開き願います。

議案第14号 平成23年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の4ページをお開き願います。

下水道事業会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について、記載しております。

まず、歳入であります。農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業に係る分担

金を計上。

使用料は、本年度使用者の見込みも含め計上。

繰入金は、歳入歳出の差し引き不足額に係る一般会計繰入金を計上。

町債は、個別排水処理施設整備事業の実施に伴う過疎債、下水道債を計上しております。

また、歳出であります、農業集落排水事業につきましては、道道の改良工事に伴う公共柵移設工事、施設の維持管理経費を計上。個別排水事業につきましては、合併浄化槽の設置に要する工事費等を計上。このほか、事務費、起債の元利償還金について、それぞれ所要額を計上しております。

また、この資料の 37 ページから 41 ページにわたり、下水道事業特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の 247 ページに戻りまして、内容を説明させていただきます。

まず、第 1 条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1, 260 万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較いたしまして、2, 920 万円増となっておりますが、その主なものといたしましては、道道北見置戸線支障物件移設事業によるものでございます。

また、第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額を 248 ページから 251 ページにあります「第 1 表 歳入歳出予算」によることを規定しておりますが、これにつきましては、後ほどご覧いただくこととし、その内容につきましては、255 ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

第 2 条の地方債につきましては、後ほど説明させていただきます。

第 3 条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を 1 億円と定めるものであります。次に、252 ページをお開き願います。

第 2 表の地方債であります、個別排水処理施設整備事業の限度額を 2, 100 万円とし、証書借入で年利 5. 0 % 以内、償還の方法は、記載のとおり定めようとするものであります。

次に、253 と 254 ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これはご覧いただきたいと存じます。

255 ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、255 と 256 ページの歳入から説明させていただきます。

まず、予算書 255 と 256 ページの 1 款、1 項、1 目の農業集落排水事業分担金につきましては、平成 23 年度新規賦課分として、6 戸を予定し、30 万円を計上しております。滞納繰越分は科目計上でございます。

2 目の個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、1 戸当りの分担金が 10 万円から 20 万円に増額となったもので、10 戸の新規整備を予定し、前年度比 80 万円増の 200 万円を計上しております。

次に、2 款、1 項、1 目の農業集落排水施設使用料につきましては、使用水量の減少などにより、前年度比 68 万円減の 5, 252 万 2 千円を計上しております。

2 目の個別排水処理施設使用料につきましては、今年度新規設置数などを見込んだ前年度比 6 1 万 4 千円増の 1, 2 8 4 万 1 千円を計上しております。

次に、2 款、2 項の手数料につきましては、各種手数料を合わせて、3 万 3 千円の計上であります。

次に、3 款、1 項、1 目の一般会計繰入金につきましては、従来と同様、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源、特定財源を差引き、その不足額を一般会計から繰り入れするもので、前年度比 8 3 7 万 9 千円増の 9, 7 4 6 万 6 千円を計上しております。

次に、4 款、1 項、1 目の繰越金、次の 2 5 7 と 2 5 8 ページ、5 款、1 項、1 目の延滞金、2 項、1 目の預金利子につきましては、いずれも科目計上であります。

次に、3 項、1 目の雑入につきましては、保証料還付金、消費税還付金は科目計上であります。

また、移設補償費につきましては、道道北見置戸線（日出工区）の下水道移設工事とマンホール調整の支障物件移設補償費として 2, 6 4 3 万円を計上しております。

次に、第 5 款、諸収入の水洗便所改造等貸付金元利収入につきましては、平成 2 1 年度からトイレ改造等利子補給を止めており、現在の借入残高も少額であることから、金融機関に預ける預託を止めたことにより、廃節でございます。

次に、6 款、1 項、1 目の個別排水処理施設整備事業債につきましては、前年度比 4 0 0 万円減の 2, 1 0 0 万円の計上ですが、個別排水処理施設整備事業に伴う、起債対象額の 1 0 0 % 充当を見込み、前年度比 2 戸減の 1 0 戸分の下水道債と過疎債を合わせた額を計上しております。

次に、歳出について、説明させていただきます。2 5 9 と 2 6 0 ページをお開願います。

1 款、1 項、1 目の一般管理費につきましては、前年度比 2 1 万 7 千円減の 2 8 4 万 7 千円を計上しております。

1 節の報酬は、上下水道事業経営審議会委員に対する報酬を年 2 回の開催分として、3 万 6 千円を計上し、2 7 節、公課費の消費税納付金につきましては、平成 2 2 年度決算納付額と平成 2 3 年度中間納付額を合わせた 1 1 8 万 6 千円を計上しております。

また、2 8 節の繰出金は、水道事業会計への繰出金であり、下水道使用料の賦課徴収事務の委託費として、1 5 9 万 7 千円を計上しています。

2 項、1 目の農業集落排水管理費につきましては、前年度比 1 7 万 5 千円増の 5, 3 1 6 万 2 千円の計上をしております。

1 1 節の需用費から 1 4 節の使用料及び賃借料までにつきましては、訓子府処理施設、末広処理施設、日出処理施設の管理経費を計上しております。

また、1 1 節、需用費の修繕料につきましては、各処理場の経年劣化による計画的修繕の一部を一昨年度「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、実施したことで昨年の予算額が減少したことにより、本年度は前年度比 1 6 3 万 9 千円増の 7 5 2 万 9 千円の計上をしております。

次に、2 6 1 と 2 6 2 ページ、2 目の個別排水管理費につきましては、前年度比 1 0 6 万 6 千円減の 1, 4 6 0 万円の計上をしております。1 2 節、役務費の手数料は、浄化槽の法定検査費用として、1 3 万 4 千円増の 1 6 5 万 4 千円を計上し、1 3 節、委託料の浄

化槽保守点検業務は、76万4千円増の1,240万6千円を計上しておりますが、いずれも本年度設置予定も含めての計上でありますので、増額になっております。

次に、2款、1項、下水道事業費、1目、農業集落排水事業費の工事請負費につきましては、日出地区の道道北見置戸線交通安全工事の支障物件移設工事として、日出新橋拡幅における下水道管移設及びマンホール調整で3,535万円を計上しております。

2目の個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年度比471万1千円減の2,739万7千円を計上しております。

11節の需用費および12節の役務費は、経常経費でありますので、説明は省略させていただきます。

委託料は、前年度比2戸減の10戸分の実施測量設計業務として、189万円を計上し、地質試験業務につきましては、浸透可能な地質であるかを試験するための委託料であり、10戸分のうち、1戸分の26万3千円を計上しております。

工事請負費につきましても、本年度10戸分の設置工事分として、2,500万円を計上しております。

次に、3款、1項、公債費につきましては、下水道事業を開始した昭和63年度から平成22年度までの借入残額8億3,672万6千円に対し、長期債元金償還は前年度比124万8千円増の5,887万4千円を計上しております。

次の263と264ページ、2目、利子につきましては、長期債利子として、117万9千円減の2,004万6千円を計上しております。

また、一時借入金利子は、借入限度額を1億円と定めておりますので、それに伴います利子12万4千円を計上しております。

次に、4款の予備費につきましては、前年度同額の20万円を計上しています。

次に、265ページは、債務負担行為の調書でありますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、266ページにつきましては、地方債の調書であり、平成23年度末における元金残高は、右側の一番下に記載のとおり7億9,885万2千円となる見込みであります。

次の267ページは、特別職の給与費明細書を一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上、平成23年度 訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、各会計予算書268ページをお開き願います。

議案第15号 平成23年度訓子府町水道事業会計予算について、提案説明をさせていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」42ページをお開き願います。水道事業会計の投資的事業について、概要を記載しております。

また、46ページには、その事業箇所について図示しておりますので、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の268ページに戻りまして、内容を説明申し上げます。

まず、第2条の「業務の予定量」であります。給水件数につきましては、前年と比較し、10件減の2,160件、年間総給水量は、60万8千 m^3 、一日平均給水量は、1,

661m³としております。

主要な建設改良事業につきましては、大谷高台線区間支障物件移設工事で、3,885万円の予算計上であります。

次に、第3条では、「収益的収入及び支出」の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款の水道事業収益で、営業収益及び営業外収益を合わせて、1億8,652万8千円の計上であります。

支出につきましては、第1款の水道事業費で、営業費用、営業外費用、予備費を合わせて、1億7,438万4千円の計上であります。収支を差引きますと1,214万4千円の利益になる見込みでございます。

次に、第4条では「資本的収入及び支出」の予定額を次のとおり定めるものですが、収入額が支出額に対して不足する額9,060万3千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

まず、収入であります第1款の資本的収入で、補助金の1,420万4千円を計上しております。

また、支出につきましては、第1款の資本的支出で、1億480万7千円であり、その内訳は、建設改良費で4,265万2千円、企業債償還金で6,215万5千円であります。

なお、3条の「収益的収支」および4条の「資本的収支」の計上内容につきましては、後ほど、272ページ以降の実施計画で説明させていただきます。

次に、269ページ、第5条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年と同額の計上であります。

次に、第6条の職員給与費3,148万3千円につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

次の第7条につきましては、一般会計などから、この会計に補助を受ける金額を3,989万2千円と定めるものです。

次に、第8条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を747万7千円と定めるものであります。

次に、270ページと271ページにつきましては、収益的収支と資本的収支の款別の予算額を掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。

それでは、272ページの平成23年度 訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書がありますが、これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、特徴的なものについて説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入であります第1款、水道事業収益の総額は1億8,652万8千円であり、その内訳につきましては、1目、給水収益の水道料金では前年と比較し、163万8千円増の1億5,303万8千円を計上しております。

2目、その他営業収益、933万3千円は、各種手数料、消火施設等修繕や下水道会計からの負担金のほか、補償金として、北海道横断自動車道大谷高台線配水管移設工事補償金738万1千円を計上しております。

次に、2項、営業外収益の1目、受取利息につきましては、定期預金と普通預金の預金利息として、6万3千円を計上しております。

2目、他会計補助金は、2, 409万1千円の計上であります。一般会計からは、従来からの叶橋^{てんが}添架起債利息、大谷浄水場起債利息、ポケットパーク配水池起債利息、大谷水源施設起債利息の614万8千円を計上しております。

また、事務職員人件費につきましては、職員4名分の1, 794万3千円を計上しております。

3目、雑収益の不用品売却収益、その他雑収益及び4目の還付金につきましては、科目計上であります。

次に、273ページの収益的支出であります。1款の水道事業費につきましては、総額で1億7, 438万4千円の計上であります。前年と比較し、1, 169万3千円の増額となっております。

1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、2, 076万6千円の計上であります。前年と比較し174万3千円の減額となっておりますが、通常の維持管理経費のほか、修繕費では、開盛浄水場ろ材交換483万円を新たに計上しています。

また、本年度から豊坂水系の水源を開盛水源に変更したことにより、手数料の水質検査手数料は、前年と比較し、91万3千円減の357万2千円を計上しています。薬品費は、前年と比較し、36万2千円減の128万1千円を計上しています。

動力費の電気料につきましては、昨年の使用実績により、前年と比較し30万6千円減の552万3千円を計上しています。

次の2目、配水及び給水費につきましては、2, 003万1千円の計上であります。前年と比較し302万1千円の増額となっておりますが、通常の維持管理費のほか、委託料では漏水調査業務として、119万7千円を新たに計上したほか、昨年実施した大谷高台線配水管移設測量設計業務の完了により、前年と比較し、225万1千円減の173万3千円の計上でございます。

また、修繕費では、前年と比較し、74万2千円増の611万6千円の計上、材料費では、検満分メーター購入において取り替え台数が増えたことにより、前年と比較し、38万8千円増の721万5千円の計上でございます。

次の274ページ、3目、総係費につきましては、4, 582万2千円の計上であります。前年と比較し、294万1千円の増額となっておりますが、報酬では、上下水道事業経営審議会を年2回の開催分として、3万6千円のほか、地域水道ビジョン作成のために検討委員会開催5回分の委員報酬16万円を合わせた19万6千円を計上しています。

給料、手当、福利費につきましては、昨年同様の職員4人分を計上しているほか、委託料では、昨年導入した公営企業会計システム機器保守業務委託として、72万6千円を新たに計上しています。

なお、通信運搬費、手数料、修繕費等につきましても、ほぼ昨年同様の予算計上でございます。

次に、275ページ、4目の減価償却費であります。建物から鹿ノ子ダム使用权までの総額6, 209万1千円が本年度の償却分であります。

また、5目の資産減耗費につきましても、除却対象分の構造物、機械及び装置、メーター・メーターボックスの総額64万8千円ありますが、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上であります。

次に、2項、営業外費用、1目の支払利息につきましては、企業債利息が1,657万9千円の計上、一時借入金利息は、37万円の計上であります。

2目の繰延勘定償却費の開発費償却は、375万2千円の計上であります。前年と比較し、190万5千円の増額となっておりますが、長期に使用する計画作成等に伴う費用を償却するものであり、昨年導入した企業会計システムの償却分が増えたことによる増額でございます。

また、先ほどの減価償却費と同様、現金の支出を伴わない予算の計上であります。

次に、3目の消費税は、382万5千円の計上であります。昨年と比較し320万5千円の増額であります。本年度資本的支出の建設改良費において大きな事業がなく、仮払消費税額が減ることから、昨年と比較し予定納付額の増額計上でございます。

雑支出につきましては、前年同額の20万円の計上であります。

次の予備費につきましても、前年同額の30万円を計上しております。

次に、276ページの資本的収入及び支出であります。1款、1項、1目の他会計補助金1,420万4千円につきましては、叶橋添架^{てんが}起債償還元金77万3千円、大谷浄水場起債償還元金1,127万6千円、ポケットパーク配水池起債償還元金195万2千円、大谷水源施設起債償還元金20万3千円を一般会計から起債償還元金の補助金として計上しております。

次に、277ページ、資本的支出の1款、1項、1目の施設整備費につきましては、緊急を要する水道施設等緊急整備の工事費として、200万円を計上しています。

2目の施設改良費につきましては、北海道横断自動車道の^{大谷高台線}区間支障物件移設工事として、工事費3,885万円を計上しております。

3目の固定資産購入費につきましては、量水器設備費として、メーター器32台の購入とメーターボックス17台の180万2千円計上をしております。

次の2項、1目企業債償還元金につきましては、前年と比較し、99万9千円増の6,215万5千円を計上しております。

次に、予算書の278ページの資金計画につきましては、収益的収支、資本的収支のうち、現金収支における資金計画でありますので、後ほどご覧いただくことにいたしまして説明は省略させていただきます。

次の279ページから280ページの給与明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧いただくことにいたしまして、説明は省略させていただきます。

次に、281ページと282ページは、平成23年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の283ページと284ページにつきましては、平成22年度末の予定貸借対照表であります。この表につきましても、予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の285ページにつきましては、平成22年1月末時点におきます収益的収支の決算見込みから税抜きをした予定損益計算書であります。後ほどご覧いただくこととしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成23年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第10号から議案第15号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで昼食のため、休憩をしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集お願いをいたしたいと思います。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議案第17号、議案第22号、議案第23号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第23、議案第17号、日程第24、議案第22号、日程第25、議案第23号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 議案第17号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書54ページをお開き下さい。

議案第17号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

職員の減給処分^{ろくつき}の最長期間を延長することに伴い、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月」を「1年」に改めるものでございます。

次に、附則についてですが、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書74ページをお開きください。議案第22号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第22号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

広域紋別病院企業団の加入に伴い、規約を変更するため議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更するものでございます。

別表第1中「オホーツク総合振興局（23）」を「オホーツク総合振興局（24）」に改め、「網走地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。

別表第2第9項中「北見地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

続きまして、次の75ページをお開き下さい。議案第23号の提案説明をさせていただきます。

議案第23号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第22号と同じく、広域紋別病院企業団が新たに加入することから、規約を変更するものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1に「広域紋別病院企業団」を加える。

次に、附則でございますが、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、議案第17号、議案第22号、議案第23号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、議案第17号、議案第22号、議案第23号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで、議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、午後1時15分まで暫時休憩をしたいと思います

休憩 午前 1時 7分

再開 午前 1時15分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議事日程の変更

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第２８、報告第１号、日程第２９、報告第２号、日程第３０、報告第３号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第２８、報告第１号、日程第２９、報告第２号、日程第３０、報告第３号を先に審議することに決定いたしました。

◎報告第１号

○議長（橋本憲治君） 日程第２８、報告第１号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の７７ページをお開き願います。

報告第１号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成２３年３月８日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

記、別紙。

次のページの７８ページをお開き願います。

平成２３年２月１０日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 佐 藤 静 基

平成２２年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第１９９条第９項の規定によって、平成２２年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成２２年度定期監査結果報告書、別紙。

８０ページをお開きいただきたいと思います。

「３．監査結果及び意見」という項目がございます。この報告のみを朗読させていただきまして、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

３．監査結果及び意見

平成２２年１２月３１日現在における一般会計、特別会計及び事業会計を含み、町の財政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（学校経理、町職員が扱っている団体等経理を含む）等について、監査を実施した結果、適正に執行、管理が行われていることをも認める。

なお、今後の事務等の執行管理にあたり、次の事項に留意されたい。

① 歳入の確保、経費削減については、財政健全化戦略プラン等に基づき、その成果が認められる。しかし、同プランの集中対策期間が間もなく終了することから、プランと実態の突合、調整を図り、今後の４カ年度対応を進めることが必要と思われる。また、公会計システムに基づく４財務諸表を近く公表の予定だが、資産評価等を含め、財務分析の精度を高め、今後の財政運営に資するため、全庁的な取り組みに配慮が望まれる。

② 国民健康保険については、税の収納について現率維持向上しつつ、長期的に医療費の軽減策などを検討、実施することが望まれる。また、本会計の収支バランスの観点から一般会計からの繰入額を減少させるためにも制度の検討について、他市町村とも連携をもって関係機関への働きかけ等を協力に推進していくことが大切と思われる。

③ 上水道事業については、本年４月から供用を開始する豊坂水系の管理等については万全を期することが重要と思われる。また、全体の給水状況をみると有収率の低下が懸念されることなどから、早急な改修等の計画策定が望まれる。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第２号

○議長（橋本憲治君） 日程第２９、報告第２号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の９４ページをお開き願います。

報告第２号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成２３年３月８日提出、訓子府町議会議長 橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、平成２３年１月１３日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１ 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成２３年１月１３日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの９５ページと９６ページにつきましては、説明を省略させていただきました、９７ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、平成２３年２月９日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１ 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成23年2月9日
訓子府町監査委員 山田 稔
訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、98ページ、99ページにつきましても、先ほどと同様説明を省略させていただきます。

続きまして、本日追加で配布させていただきました3月分の例月出納検査結果報告について、ご報告申し上げます。99-1ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成23年3月7日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成23年3月7日
訓子府町監査委員 山田 稔
訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの99-2ページ、99-3ページにつきましても、先の2件と同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（橋本憲治君） 日程第30、報告第3号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。

2つの常任委員会から平成22年度の閉会中に実施した所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から報告をいただきます。

まず、総務文教常任委員会からお願いいたします。

3番、山本朝英君。

○3番（山本朝英君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、平成22年度総務文教常任委員会所管事務調査結果について、ご報告申し上げます。

この所管事務調査につきましては、平成22年第1回定例会におきまして、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、議会閉会中も継続して調査できるよう議決を受け、実施したものであります。

具体的な調査及び質疑の内容については、省略いたしますが、平成23年1月25日には、委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容につきましては、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきますと思います。

（1）入札については、今後とも適正な執行に努めるとともに事業費の積算にあたっては、

その内容を十分精査のうえ、透明性を高める必要があります。さらに地元業者の入札への参加機会についても配慮していく必要がある。

(2) 今後のまちづくりについては、住民参画ビジョン検討会議の中で、協議された住民参画の仕組みやまちづくり推進会議の役割を広く町民に周知し、十分なコンセンサスを得た中で、進めていく必要がある。

(3) 町税等の収納については、厳しい経済状況の中、収納率が向上していることは評価できるものである。しかし、税の公平性の観点からも滞納解消に向け努力を求めるものであるが、滞納者個々の状況を判断した中で、対応を図る必要がある。

(4) 国民健康保険事業の運営については、将来的な方向性を見据えた中で、判断する必要がある。また、国の負担率引き上げなど財政支援について求めていくことを望むものである。

(5) 各種福祉政策の中では、本年度から開催内容が変更された敬老祭について、招待者の範囲について節目をいかした中で、さらに対象年齢の見直しを参加者や関係団体の要望等を考慮し、改善を図る必要がある。

(6) 各種予防業務では、健康教育の充実を図ることにより、さらに町民の健康に対する意識を高め、各種健診の受診率向上につなげていく努力を求めるものである。

(7) 図書館の運営については、将来の図書館のあり方を明確にした中で、施設整備を検討していく必要があるとともに、蔵書については、各学校図書との連携も図りながら進めていく必要がある。

(8) 子育て支援センターについては、多くの子育て世代の中心的存在となれるよう関係機関と連携を強化し、子育てにかかわる問題や悩みの相談しやすい環境と見守りの体制を図ることが望まれる。

(9) その他委員会の所管する事項の地域担当制については、地域とのパイプ役をさらに強化するため、町の方針など説明に出向く役目を担うなど地域での積極的な活動を図る必要がある。

以上をもって、総務文教常任委員会 所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 次に、産業建設常任委員会からお願いいたします。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、平成22年度産業建設常任委員会所管事務調査結果について、ご報告申し上げます。

所管事務調査の経過につきましては、ただいま、総務文教常任委員会のところで述べられていましたので、省略させていただくこととし、本委員会においても平成23年2月10日に委員会としての最終的な協議を行いまして、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと存じます。

なお、その内容については、総務文教常任委員会同様、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきます。

(1) 農業振興については、国の農業政策の転換が実施されている中、JA等の関係機関と連携を図り、各農業者への迅速な情報提供に努める必要があります。また、担い手対策や後継者支援についても関係機関と協力し、より一層の取り組みの強化を求めるものである。

(2) 畜産振興については、口蹄疫や鳥インフルエンザなどに対する自衛防疫体制の強化と北海道やＪＡなどの関係機関と十分に連携を図り、迅速に対応できる体制の確立が必要である。

(3) 温泉保養センターの管理運営については、適切な管理により経費の削減を図るとともに、温泉利用者の拡大のためのＰＲや新たな取り組みなど創意工夫が必要である。

(4) 中小企業の振興については、特に、商工業対策として、指導的な役割を担う商工会と十分な意見交換を図る必要があるとともに、今後予定される旧駅舎周辺の整備に関しても町のにぎわいとなり、商工業の発展につながるものとなるよう、十分な協議が必要である。

(5) 町有林の維持管理については、町の貴重な財産の価値を高めるため、専門職の育成が必要であり、また、林産物以外の森林資源の活用などの取り組みも求めるものである。

(6) 町営及び町有住宅の維持管理については、厳しい経済状況の中ではあるが、使用料の滞納を抑制するため、早期の相談業務などの対応と特に入居者の生活実態の把握などに関し、関係課との連携を図ることが必要である。

(7) 建築及び土木工事の執行状況については、平成２２年度についても、国の臨時交付金等で公共工事の前倒しを実施してきたところであるが、今後、地元業者にも配慮した計画的な公共工事の実施と発注に向け、取り組んでいく必要がある。

(8) 道路・河川の維持管理については、過去や今後の農業基盤整備事業の実施を考慮した補修や再整備などの制度確立に向け、国などに強く要望していく必要がある。

(9) 公園の維持管理については、遊具などの附帯設備の定期的な点検を実施し、事故防止を図る必要がある。

(10) 上水道事業の運営については、今後とも安全で安定的、安価な水の供給のため日常の管理に努めるとともに、将来に想定される老朽管の更新事業の実施にあたっては、使用者等の十分な理解のもと実施していく必要がある。

(11) その他委員会の所管に属する事項について

- ・ 随意契約の執行状況については、これまで同様、公平、公正で適正に執行されることが必要である。

以上をもって、産業建設常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、所管事務調査結果報告を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日からの一般質問を町民の皆さんに周知しているため、本日はこれにて散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でございました。

散会 午後 １時３５分